

保 存 版

保護者各位

香川県立視覚支援学校  
校長 菊田 一之

気象警報発令時における幼児児童生徒の登下校について（お願い）

このことについて、下記のとおりお知らせいたしますので、ご協力をお願い申し上げます。  
警報発令時の臨時休業などについては連絡用メールシステムで連絡いたします。

記

1 【 午前6時の段階で、高松市に『警報』・『注意報』が発令されている場合 】

(1) 『警報』発令中の場合 ⇒ 原則 臨時休業

- \* 大雨
- \* 洪水
- \* 高潮
- \* 暴風
- \* 暴風雪
- \* 大雪

- (1) テレビ、ラジオのニュース等で警報発令の有無を確認してください。
- (2) 午前6時すぎに、学校より連絡用メールシステムにて「臨時休業」の連絡をします。（電話連絡はいたしません）
- (3) 高松市に警報が発令されてなくても、居住地や通学経路の地域に発令されている場合は、安全のため登校を控えてください。この場合は欠席扱いにはなりません。

(2) 『注意報』発令中の場合 ⇒ 注意して登校

- \* 大雨
- \* 洪水
- \* 強風
- \* 風雪
- \* 大雪
- \* 雷
- \* 濃霧
- \* 高潮

- (1) 登校については、地域の気象状況や交通事情等により、保護者の判断で対応してください。
- (2) 自宅待機する場合や遅れる場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。
- (3) 通学路の安全確保、交通機関の状況等を把握し、安全に登校できるよう注意してください。

※ 安全面に気をつけて注意しながら、ゆとりをもって登校してください。

2 【 在校中に『警報』が出た場合 】 ⇒ 保護者と相談の上、安全下校

- (1) 下校方法については、保護者と相談して決めたいと思いますので、連絡がとれるようご準備をお願いします。（連絡用メールシステムで連絡します）
- (2) 通学生については、保護者のお迎えをお願いすることも予想されますので、その際にはよろしくをお願いします。

令和5年4月25日

保 存 版

高等部保健医療科  
専攻科医療科の生徒の皆さんへ

香川県立視覚支援学校  
校長 菊田 一之

気象警報発令時における幼児児童生徒の登下校について（お願い）

このことについて、下記のとおりお知らせいたしますので、ご協力をお願い申し上げます。  
警報発令時の臨時休業などについては連絡用メールシステムで連絡いたします。

記

1 【 午前6時の段階で、高松市に『警報』・『注意報』が発令されている場合 】

(1) 『警報』発令中の場合 ⇒ 原則 臨時休業

- \* 大雨
- \* 洪水
- \* 高潮
- \* 暴風
- \* 暴風雪
- \* 大雪

- (1) テレビ、ラジオのニュース等で警報発令の有無を確認してください。
- (2) 午前6時すぎに、学校より連絡用メールシステムにて「臨時休業」の連絡をします。(電話連絡はいたしません)
- (3) 高松市に警報が発令されてなくても、居住地や通学経路の地域に発令されている場合は、安全のため登校を控えてください。この場合は欠席扱いにはなりません。

(2) 『注意報』発令中の場合 ⇒ 注意して登校

- \* 大雨
- \* 洪水
- \* 強風
- \* 風雪
- \* 大雪
- \* 雷
- \* 濃霧
- \* 高潮

- (1) 登校については、地域の気象状況や交通事情等により、ご自身あるいはご家族と相談して対応してください。
- (2) 自宅待機する場合や遅れる場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。
- (3) 通学路の安全確保、交通機関の状況等を把握し、安全に登校できるよう注意してください。

※ 安全面に気をつけて注意しながら、ゆとりをもって登校してください。

2 【 在校中に『警報』が出た場合 】 ⇒ 保護者と相談の上、安全下校

- (1) 下校方法については、担任と相談して決めてください。
- (2) 通学生については、ご家族のお迎えをお願いすることも予想されますので、ご家族と連絡がとれるようにしておいてください。(連絡用メールシステムで連絡します)